

県南広域振興局長告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年11月27日

県南広域振興局長 細 川 倫 史

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 遠野市土淵町栃内字恩徳29番の1 西恩徳国有林58林班へ2 小班地先から60林班へ小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成30年11月27日から同年12月27日まで